

鳥取市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第21号

### 鳥取市議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取市議会委員会条例（昭和43年鳥取市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部」の次に「、危機管理部」を、「企画推進部」の次に「、市民生活部」を加え、「環境下水道部」を「下水道部」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の鳥取市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定によるそれぞれの常任委員会の閉会中の継続調査とされた事件は、新条例の規定によるそれぞれの常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会の閉会中の継続調査とされた事件とみなす。